

令和5年度 授業料減免制度のご案内について

日頃より本校の教育活動にご協力いただきありがとうございます。

来年度からの授業料の減免のご案内をいたします。(別紙カラーの資料を参照。)申請をご希望の方は、経営企画室窓口までご相談ください。

なお、本制度は授業料の減免です。学校徴収金は減免の対象ではないのでご注意ください。また、就学支援金を申請し、授業料が0円(免除)になる場合も対象外となりますので、ご注意ください。

また、昨年7月から今年の3月までの期間に既に減額を申請済みの方につきましては、更新のための書類を別途お渡ししてしますので、その中に同封の案内に沿って手続きをお願いします。

よろしくお願いいたします。

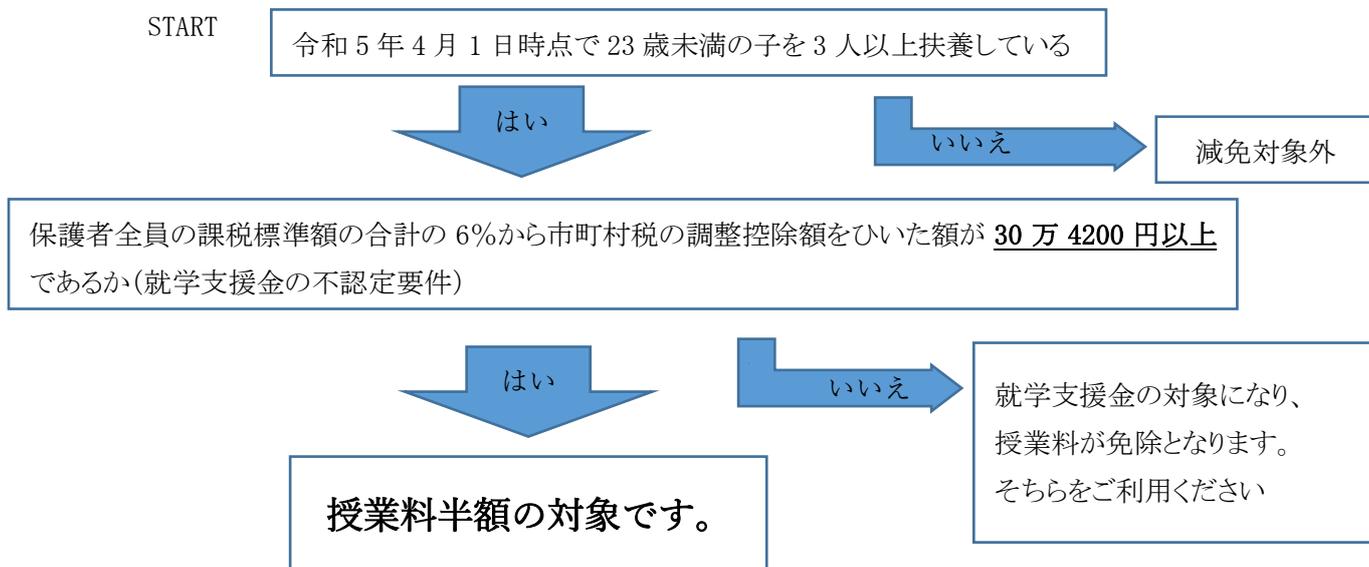
記

1 減免制度対象

- ・就学支援金が不認定の方、もしくは不申請の方でかつ23歳未満の子が3人以上いる世帯対象にあたる場合は授業料が半額となります。

2 対象確認について

以下のフローチャートを参考に判断してください。



3 手続方法

経営企画室窓口で申請書等を受け取り、必要書類をととのえて期限までに経営企画室窓口へ提出

4 申請期限

令和5年4月27日(木)まで

5 必要書類

- ① 授業料等減免申請書(経営企画室窓口にあります)
- ② 扶養親族等状況届(経営企画室窓口にあります)
- ③ 扶養する子全員分の保険証のコピー

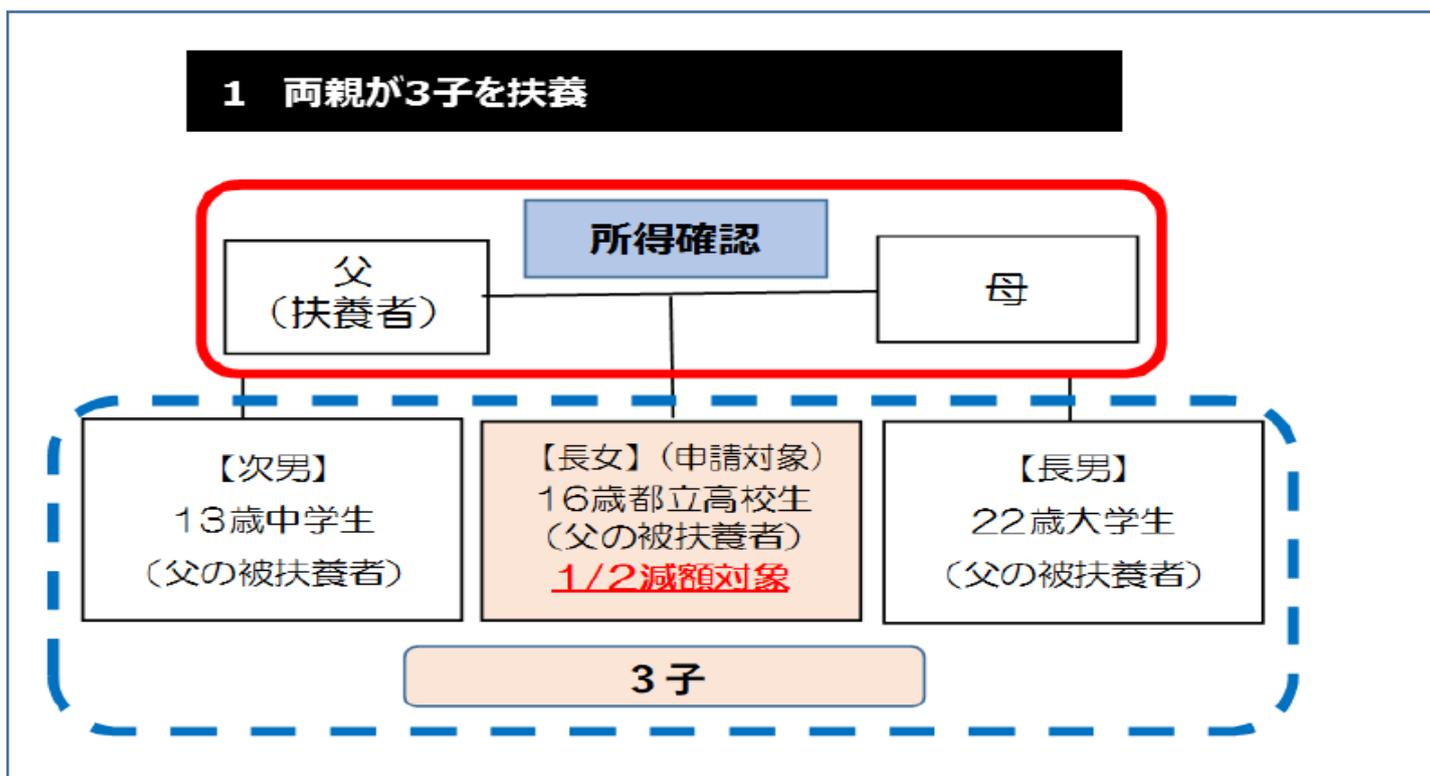
【問い合わせ先】

東京都立世田谷総合高等学校
経営企画室
連絡先:03-3700-4771

裏面に対象となる参考例を載せているので、確認してください。

参考例

対象世帯となる例



対象世帯とならない例

